

税

農業所得の計算は
収支計算になりました

農業所得の計算は、平成16年分所得から収支計算によって所得を計算しています。来年2月の申告時においても、すべての方が農業所得の収支計算を行います。

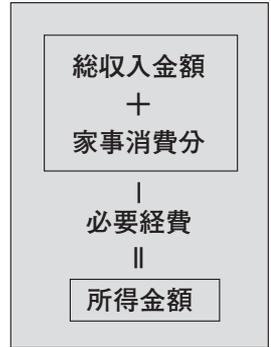
収支計算では、農業にかかったすべての経費を農業収入から差し引きます。この方法により、農家ごとの正確な所得が算出されることとなります。また、収支計算によって計算して赤字になった場合は、その損失金額を、給与・年金など他の所得から差引く（「損益通算」といいます。）ことができます。

申告方法（収支計算とは）

農業所得の計算方法は、収入金額から支出した必要経費を差し引いて農業所得金額を計算します。

具体的には次のように進めます。

「計算式」



①取引きを記録する

出荷伝票、通帳明細書、通帳、資材注文書、領収書、請求書控、納品書控など取引きの内容が確認できる書類を整理・保存し、帳簿に記入して、日々の取引き（収入・支出）について、項目・金額等を記録しておきます。帳簿の様式は問いませんが、日々細かく収入・支出の記録を残しておくことが必要です。

②集計表で集計する

収入・経費を科目別・月別に分類し、集計します。なお、農業用建物、農機具、車両などの取得費用は特別な方法（減価償却費の計算）で計算します。

③決算の修正を行う

普段記録のない事項などを修正したり、計上忘れなどのチェックをしたりします。なお、農業の場合、自分の家で消費したものや、人に贈呈したのも、時価で収入として

算入しなければなりませんので、注意してください。

④収支内訳書を作成する

最後に算出された金額を収支内訳書に記入し、農業についての収支を計算します。確定申告書には、この収支内訳書のみを添付します。

1年間の収入・支出を算出するための根拠となる書類については、自分で責任を持つて整理し、税務署などから問い合わせがあった場合に答えられるようにしておきましょう。書類は5年間保存してください。帳簿の作成、収支内訳書の作成、確定申告などについて、お分かりにならない点がありましたら、お気軽に松山税務署が役場税務課までお問い合わせください。

問い合わせ
役場税務課町民税係
☎985-4110
松山税務署個人課税部門
松山市若草町4-3
☎941-9121

身体障害者に対する
軽自動車税の減免について

減免の対象となる軽自動車等は、身体障害者等が所有する軽自動車等（身体障害者で

年齢18歳未満の者又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、その身体障害者もしくは精神障害者と生計を一にする者、又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、1台に限り減免されます。（障害内容及び等級によっては、減免対象とならない場合もありますのでお問い合わせください。）

なお、今年度から減免対象が次のように拡大されました。

- ・ 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの
- ・ 一上肢の機能を全廃したもの
- ・ 一上肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- ・ 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- ・ 一下肢の機能を全廃したもの

（1）、（2）は今回より本人・介護者運転で対象となりました。

- （3）肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢）1級
- （4）肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の下肢）1級

（3）、（4）は、一部対象外だったのが、本人・介護者運転で

全部対象になりました。

減免の申請には、次のものがが必要です。

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳又は療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ②運転免許証
- ③軽自動車納税通知書
- ④印鑑

なお、軽自動車税の減免を受けようとする場合は、軽自動車納税通知書が届いた日から納期限7日前まで（5月24日（火）まで）に手続きを済ませてください。

※期限を過ぎたものについては、受け付けできません。ご注意ください。

問い合わせ

役場税務課町民税係
☎985-4110

5月の納税

軽自動車税 全期

口座振替日は
銀行・信金・郵便局 5月25日（水）
農協 5月27日（金）
※郵便局の口座振替日が27日から25日へ変更となりました。
～税金は みんなを守る 宝物～